

環境アドバイザー各位

群馬県知事 山本一太
(環境森林部環境政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく

2月23日(火)以降の要請等について(依頼)

平素、県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年2月19日(金)に開催いたしました、第37回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の一部を見直すとともに、別添のとおり「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請 (2月23日(火)以降)」を決定しました。

合わせて、現下の警戒度の判断を行い、現状の 県内一律「警戒度4」を見直し、時短要請を行ってきた9市町以外の26市町村の警戒度を「3」に引き下げることを決定しました。

つきましては、ECO ぐんまホームページに掲載致しましたので、要請内容につきご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げますとともに、周知くださるようお願い申し上げます。

※ ECO ぐんまホームページアドレス <https://www.ecogunma.jp/?p=3093>

1 添付資料

- (1)別添1 … 令和3年2月23日(火)以降の要請のポイント
- (2)別添2 … 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について
(2月23日(火)以降)
- (3)別添3 … 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版)(令和3年2月19日付け一部変更後)

2 前回要請からの変更点

変更点は、別添1「令和3年2月23日(火)以降の要請のポイント」をご覧ください。

3 ガイドラインの見直し内容

○「市町村警戒度の取扱い」の変更

感染の再拡大を防ぐため、地域の感染状況に応じて段階的に警戒度を緩和する必要があることから、市町村別に警戒度を設定できるよう変更します。

担当：環境政策課総務予算係 小野里

T E L : 027-226-2812

F A X : 027-223-0154

e-mail : kanseisaku@pref.gunma.lg.jp

(参考)

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する最近の情報提供や事務連絡が掲載された、国のホームページ等のリンク先について

新型コロナウイルス感染症対策に関する国からの情報提供や事務連絡について、国のホームページ等のアドレスをご案内いたしますので、最新情報をぜひご覧ください。

(1) 11月末までの催物の開催制限等について (R2.9.11 付け)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

(2) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン 遵守徹底に向けた取組強化等について (R2.11.12 付け)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

(3) 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (R3.2.4 付け)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

(4) 飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知・遵守徹底 (R2.12.4 付け)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201204.pdf

(5) 「コロナ対策のポイントを、探そう！」ページの開設 (R2.12.23 付け)

<https://corona.go.jp/proposal/winter/>

2 本県要請内容に関連した資料等に係る群馬県等ホームページ上のリンク先について

本県ガイドラインや要請内容等の最新情報が掲載された本県及び国のホームページのアドレスをご案内いたしますので、必要に応じてダウンロードしてお使いください。

(1) 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

(2) 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版)

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00008.html

(3) 人との接触8割減らす、10のポイント

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100156329.pdf>

(4) 「新しい生活様式」の実践例

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100155916.pdf>

(5) 感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100174552.pdf>

(6) 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold_region_20201112.pdf

(7) 各業界・施設毎の「感染症対策ガイドライン」作成例

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100154578.pdf>

(8) 業界別ガイドライン (国ホームページ)

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf__

警戒度の判断

【令和3年2月23日（火）以降】

警戒度 4 を継続

【9市町】

時短要請「**継続**」：2市町

伊勢崎市 大泉町

時短要請「**解除**」：7市町前橋市 高崎市
桐生市 太田市 館林市
みどり市 邑楽町

警戒度 3 に引下げ

【26市町村】

上記以外の市町村

外出に関する要請

【2/23(火)～3/8(月)】

警戒度 4

【9市町】

不要不急の外出は自粛

特に、20時以降は極力控える

前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市
館林市 みどり市 大泉町 邑楽町

警戒度 3

【26市町村】

リスクの高い行動は自粛

- ◆ 感染防止対策が取られていない場所
- ◆ 高齢者・基礎疾患者の不要不急の外出

全市町村共通

- ◆ 緊急事態宣言発令地域への往来は極力控える
(埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡)

営業時間短縮要請

2/23(火) ~ 3/1(月)

 営業は**20時まで**
※酒類提供は19時まで

地域

伊勢崎市 大泉町

※他の地域は「解除」

業種

- ① 接待を伴う飲食店
- ② 酒類提供を行う飲食店
- ③ カラオケ店

※②③の「ストップコロナ! 対策認定店」は、
感染防止対策を徹底することで営業も可能

【単価見直し】 協力金は1店舗あたり**14万円**を予定 (2万円×7日)

※事業の実施にあたっては、補正予算の成立が前提となります

勤務形態等 (人との接触を減らすための取組)

テレワークによる出勤者の削減目標

警戒度 **4** 【9市町】

7割減

警戒度 **3** 【26市町村】

5割減

◆ ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催
などの実践

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（2月23日（火）以降）

1 要請を開始する日

令和3年2月23日（火）

※外出自粛要請については、令和3年3月8日まで

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

警戒度「4」：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

警戒度「3」：沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町

【参考】ガイドラインにおける「4段階の警戒度と行動基準」

＜4段階の警戒度と行動基準＞						
警戒度	個人			事業者		【参考】学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△ 別表による	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は慎重に判断)	△ 別表による	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○		△ 別表による		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

4 県民の皆様への要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の事項について協力を要請します。

(1) 外出について (～3/8)

【警戒度4の市町村】

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。特に次の外出については極力控えてください。

国の緊急事態宣言の対象区域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）への往来
夜間（午後8時以降）の外出

※国の緊急事態宣言の対象区域に変更があれば、その時点で本要請の対象区域も変更となります。

【警戒度3の市町村】

- ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への不要不急の外出は自粛してください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、不要不急の外出は自粛してください。
- ・国の緊急事態宣言の対象区域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）への往来は極力控えてください。

※国の緊急事態宣言の対象区域に変更があれば、その時点で本要請の対象区域も変更となります。

【県内共通】

- ・パブ、ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店を利用する際は、ホームページ、SNSや電話での事前確認をするほか、店頭での掲示や「ストップコロナ！対策認定ステッカー」などで、店側の感染防止対策を確かめ、対策が不十分な店舗の利用は自粛してください。
- ・外出の際は「(3) 「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは自粛してください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は自粛してください。

(2) イベント等の開催、参加について

- ・業種別ガイドラインの見直しを行っていない場合（8月1日～、現状どおり）
 - 【屋内】 5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
 - 【屋外】 5,000人以下、かつ人と人との間隔を十分確保すること。
（できるだけ2メートル）
- ・業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、感染防止上の取組が公表されている場合は、開催制限を緩和します。
（10月10日～）
 - 【参加人数】 次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。
 - 【人数上限】
 - ア 収容定員が設定されている場合
5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限とします。
（この場合、収容定員が10,000人以下の場合は5,000人となり、収容定員が10,000人を超える場合は収容定員の50%となります。）
 - イ 収容定員が設定されていない場合
次の【収容率要件】、ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

【収容率要件】

- ア 大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合
収容率の上限を100%とします。
 - (ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。
 - (イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
 - ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
 - ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とは接触しない程度の間隔）を空けることとします。
- なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない場合は、「祭りなどの行事の開催について」によることとします。

[大声での歓声、声援などがないことを前提としうるイベントの例]

音 楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演 劇 等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞 踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展 示 会	各種展示会、商談会、各種ショー
そ の 他	映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地 等

イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

(イ) 参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数とします。
- ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けていること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない場合は、「祭りなどの行事の開催について」によることとします。

[大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例]

音 楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
ス ポ ー ツ イ ベ ン ト	サッカー、野球、大相撲 等
公 営 競 技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公 演	キャラクターショー、親子会講演 等
ライブハウス ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
そ の 他	遊園地（絶叫系のアトラクション）

・祭りなどの行事の開催について

ア 祭り、花火大会、野外フェスティバル等で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、延期又は中止を含めて慎重に検討・判断してください。開催する場合は、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。

イ 盆踊り等の地域の行事で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれないものや、参加者がおおよそ把握できるものは、参加人数の制限はありません。適切な感染防止策を講じて開催してください。

- ・ イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。
- ・ 主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事（ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等）に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

(3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・ 政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避

- するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。
- ・寒冷な場面における感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿をお願いします。

(4)その他

- ・大学や職場等における飲み会については自粛してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・飲食店を利用する場合は、可能な限りテイクアウトの利用をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

5 事業者の皆様への要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の事項について協力を要請します。

(1) 営業時間短縮要請について

- ・対象市町村の店舗については、次のとおり営業時間の短縮をお願いします。

対象市町村	<u>【第7弾】伊勢崎市、大泉町</u>
対象業種	接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後8時から午前5時の間の営業店舗） ※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象
時間帯	午後8時（酒類の提供は午後7時まで）から午前5時
期間	<u>【第7弾】令和3年2月23日（火）から3月1日（月）までの7日間</u>

※ストップコロナ！対策認定店の取り扱い

当該店舗は、県からの制度への参加要請に賛同し、感染防止対策への意識も高く、業界のガイドラインに沿った感染防止対策が徹底されていることを確認したものであり、感染リスクが極力抑えられていることから、次のとおり取り扱うことといたします。

○午後8時から午前5時までの営業時間の短縮要請を行いますが、引き続き、適切な感染防止対策を徹底することで通常どおり営業することが出来ます。

○ただし、認定店であっても接待を伴う飲食店は、営業時間の短縮を要請します。

※感染状況により対象市町村の拡大及び期間の延長を行う場合があります。

(2) 感染防止対策の徹底について

- すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- 県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- 業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
 - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
 - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 高齢者施設や病院等については、感染防止のため、面会禁止とするようお願いいたします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(3) 接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について

- パブ、ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
 - ※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。
 - 「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を行ってください。

(4) 勤務形態等について

- 「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（警戒度4の市町村は出勤者の7割減、警戒度3の市町村は5割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

(5) その他

- 従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドライ

ンなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。

- 接触確認アプリ（COCOA）のインストールや LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログリブ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カフェやレストランでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の間でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルス不移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持

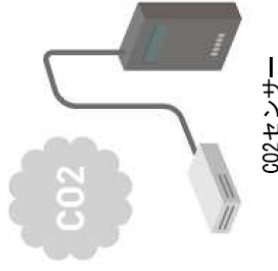
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

1 目的及び見直しの背景

5月14日（木）に政府の緊急事態宣言が解除され、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定し、全国一律に面的な要請が行われた外出自粛や休業要請を段階的に緩和してきたところである。

この間、新しい生活様式も実践されるようになり、県では医療提供体制の整備や県独自の感染防止対策などの取り組みを進めてきた。さらには、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から感染状況を区分するための新たな「指標」や対策等についての提言もなされた。

こうしたことから、外出自粛や休業要請などの活動制限をこれまでの一律的・面的な要請から、対象を絞った点（ピンポイント）による限定的な要請を行うことで、社会経済活動への影響は抑えつつ、感染拡大防止をはかるため従来のガイドラインを見直すこととした。

策定当初に想定したとおり、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦となっており、社会経済活動の再開にあわせるように第2波という見方もできる感染再拡大の状況がある中、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していくこととする。

2 基本的な考え方

- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの活動制限は、極力、回避することを基本として、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施する。

3 ガイドラインの構成

- 警戒度
 - 県内の感染状況を踏まえ4段階（1～4）で設定します。
 - ※警戒度は、全市町村統一で設定する場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ市町村単位で設定する場合があります。
- 判断基準
 - 感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。
 - 基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合ったものとししました。
- 行動基準
 - 県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて想定し得る要請内容を示します。
- ◎警戒度変更のルール
 - 判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒度を決定します。その警戒度に応じた行動基準を要請します。
 - ※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には2週間を待たずに迅速に判断します。

4 施行日

令和2年5月15日（金）策定

令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）

（令和3年2月19日（金）市町村警戒度取扱変更）

※県内・近隣都県の感染者の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

各警戒度における感染状況と対応方針			
警戒度	感染の状況	具体的な状況例	感染防止対応方針
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある ・医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生 ・高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生 ・公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに特別警戒が必要 ○広範な活動制限 ・外出自粛や施設等に対する使用停止(休業)等の要請、営業時間の短縮要請 ・緊急事態宣言(特措法に基づく)による緊急事態措置の実施を検討
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある ・医療提供体制に大きな負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターが県内各地域で多発する ・病院や高齢者施設においてもクラスターが発生 ・高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに警戒が必要 ○部分的な活動制限 ・一部外出自粛を要請 ・感染防止対策がとられていない施設等に対する使用停止(休業)等の要請
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の漸増 ・都内や近県で感染拡大 ・医療提供体制への負荷の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域で点的に感染者が発生 ・3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生 ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに、十分な注意が必要 ○慎重な行動を要請 ・特に高齢者等には十分な注意を要請 ・感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請
1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染者の散発的な発生 ・医療提供体制に特段の支障なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生するが、重症者は少ない ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに留意が必要 ・新しい生活様式の実践・定着を推進 ・接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を推奨

※感染防止対応方針の共通事項

- ・過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度ごとの状況を理解しやすくするため、想定し得る感染状況と感染防止対応方針を示しています。

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (○/○)	過去最高値
1 感染 状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	人	人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	%	%
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	%	%
2 医療 提供 体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	○台中	台
		②うちECMO使用 1 / 3	○台中	台
	(2)病床の稼働率	警戒度 1 15 %未満 警戒度 2 15 %以上 警戒度 3 40 %以上 警戒度 4 70 %以上	%	%

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせて、基準も変動します。

※(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

※陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、検査の陽性率、重症例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

特に医療提供体制を逼迫させないよう、2(2)病床の稼働率については、県の病床確保計画と合わせて、警戒度ごとに数値を設定しました。

新規感染者数は、すべての新規感染者が病院に入院するのではなく、宿泊療養施設に直接入居していただくケースも想定しています。また、病院の受入れ能力は5月に比べて3倍以上になっています。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
1 感染状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
2 医療提供体制	PCR検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	院内感染制御	病院に相当数のPPEの備蓄があること。 院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準は、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、亡くなられた方のほとんどが施設に入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

また、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

さらに、クラスターに対し感染拡大防止のための迅速な実態把握と対策が必要となることから項目を追加しました。

<市町村別の警戒度について>

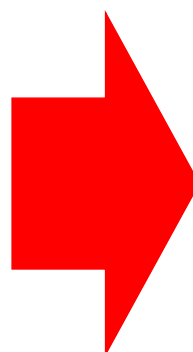
- 警戒度移行の判断基準は、前項に示しているとおり「客観的な数値」と「総合的な状況」の2つを設定しています。これらを総合的に評価をして警戒度を判断し、それに基づく行動基準により要請をしています。
- 地域の感染状況に応じて、ピンポイントで効果的な対処をするため、市町村別に警戒度を設定できることとします。

〈県内で感染が**拡大傾向**にある場合〉

保健所・市町村判断基準 **+** 感染症危機管理チーム意見
感染拡大状況 など

〈県内で感染が**減少傾向**にある場合〉

市町村別新規感染者数 **+** 感染症危機管理チーム意見
の推移 など



**総合的
判断**

【県内で感染が拡大傾向にある場合】

県内保健所ごとに判断基準に基づき評価を行い、警戒すべき保健所（地域）をスクリーニングし、感染状況の推移を観察していきます。次に、判断基準を超過したと判断された保健所の管轄する市町村ごとに判断基準に基づき評価を行います。その結果、判断基準を超過したと判断された市町村に対して、市町村別の警戒度を設定できることとします。

なお、各判断においては、判断基準のほか、感染症危機管理チームの意見聴取、感染拡大状況や感染経路不明者の状況などを総合して評価を行い判断することとします。

※該当市町村と協議を行った上で、知事が決定するものとする。

◆判断①：保健所判断基準

※判断①の判断基準超過保健所のみ判断②へ移行

項目	判断基準
保健所ごとの新規感染者数 (人口10万人当たり)	2.0人/日※
医療提供体制：病床の稼働率	30%を超え、かつ上昇傾向

◆判断②：市町村判断基準

項目	判断基準
市町村ごとの新規感染者数 (人口10万人当たり)	3.5人/日※
医療提供体制：病床の稼働率	30%を超え、かつ上昇傾向

※直近1週間の移動平均

判断①、②においては、判断基準に加え、感染拡大状況や感染経路不明者の状況などを総合的に判断を行う。

【県内で感染が減少傾向にある場合】

感染の再拡大を防ぐため、地域の感染状況に応じて段階的に警戒度を緩和する必要があることから、市町村別新規感染者数の推移や病床稼働率の状況などを総合して評価し、感染症危機管理チームの意見を聴取したうえで、市町村別の警戒度を設定できることとします。

＜4段階の警戒度と行動基準＞						
警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は慎重に判断)	△	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○		△	別表による	テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

行動基準は、個人・事業者の皆様にご各警戒度において想定し得る要請事項を示しています。個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。警戒度4は、県民の皆様には、不要不急の外出自粛要請を行い、事業者の皆様には、感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請を行います。

警戒度3は、県民の皆様には、3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出自粛要請を行います。事業者の皆様には、感染防止対策がとられていない施設等への休業要請を行います。

警戒度2は、県民の皆様へ外出自粛要請は行いませんが、3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意してください。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

また、県外移動については、警戒度3～1では感染拡大傾向にある都道府県への移動は注意していただくとともに、特に拡大している場合には慎重な判断をお願いします。

なお、感染状況や国の基本的対処方針等の内容によって、皆様にご別途要請を行う可能性があります。警戒度すべてにおいて、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を实践することが前提となります。特に、事業者の皆様は、感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)の徹底と「ストップコロナ!対策認定制度」への登録をお願いします。

※市町村別に警戒度を設定する場合は、感染経路等の感染状況を詳細に分析した上で、個別に決定した要請を行います。

＜行動基準一覧表＞

警戒度	個人	事業者	【参考】 学校
4	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛 ※通院、食料買い出しを除く ・都道府県をまたいだ移動自粛 ・イベント開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・テレワーク等を強く推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・イベントの開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じて、学校単位もしくは、地域や全県で休業等 (部活自粛)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛 ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・テレワーク等の推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意 ・高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を十分注意 ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨(目標3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて、学校単位で分散登校等</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が可能 ※物理的距離の確保、距離の確保が難しい機会は極力減らす ・全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにする ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会可能(オンライン面会等の推奨) ・特段の規制なく、就業が可能 ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p>

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

(別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

[注1]

屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2]

「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3]

屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。

[注4]

開催上限人数について、国からの方針等により上記人数と異なる場合、詳細は必要に応じて本ガイドラインにより要請する。（※最新の要請内容を確認）

業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、 感染防止上の取組が公表されている場合 (10月10日～)		
	大声での歓声・声援等	例
収容率	ないことを前提とする	100%以内
	想定される	50%以内 (※3)
人数上限	「5,000人」又は「収容定員の50%」の いずれか大きい方	

※1 地域の行事は、適切な感染防止策の下、実施可。

※2 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等は、中止を含めて慎重に検討。

※3 異なるグループ間で1席開け、同一グループ（5人以下）内では座席間隔を設けなくともよい。

※4 業種別ガイドラインの見直しを行わず、必要な感染防止策が担保されない場合は、従前どおり、収容率[屋内：50%以内、屋外：十分な間隔]、上限人数[5,000人]のいずれか小さい方を上限とする。